

第3章 計画の目標



市の花 アヤメ

第1節 望ましい環境像

全員参加で 未来に伝える

美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市

市の最上位計画である「第1次伊豆の国市総合計画」では、市が目指す将来像を

『自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市』

として、この将来像を実現するための6つのまちづくりの基本方針を定め、市の特性を活かした取り組みを進めてきました。

6つのまちづくりの基本方針の1つとして「美しい自然に恵まれた、快適な空間のまち」が掲げられ、市民にとってかけがえのない財産を保全し、未来にわたって継承していくとともに、地球環境に配慮した新たな取り組みを進めていくための主要施策などが示されています。

環境基本計画は、総合計画を環境面から推進することにより、総合計画に掲げられた市が目指す将来像の実現を目指すものです。

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力により今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、この恵み豊かな環境を確保・保全するとともに、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

このような流れを受けて、今回策定した「伊豆の国市環境基本計画」では、望ましい環境像を

『全員参加で 未来に伝える

美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市』

と定め、市域における更なる良好な環境の形成・創出を目指します。

■総合計画と環境基本計画の関連

第1次伊豆の国市総合計画（市の最上位計画）

市が目指す将来像

『自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市』

♣ 「自然を守り」

本市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境や素晴らしい景観を市民共通の財産として、大切に守り育て未来に伝えていくものです。

♣ 「文化を育む」

文化が地域のイメージをつくっていくことから、本市の風土や先人から受け継いだ貴重な歴史、文化を踏まえ内外から評価される優れた文化を創造し、風格と魅力あるまちづくりをめざすものです。

♣ 「魅力ある温泉健康都市」

市の特色である豊富な温泉と温暖な気候や地元産の安全な食材などを活用し、市民はもとより来訪者に新たな健康づくりの取り組みを提案するとともに、産業振興や観光振興を進め、活力に満ちた「温泉健康都市」をめざすものです。

6つのまちづくりの基本方針

① 美しい自然に恵まれた、快適な空間のまち （自然・環境）	② 産業界のあるまち （産業・経済・労働）	③ 未来を担う人を育み、豊かな歴史・文化を築くまち （教育・歴史・文化）	④ だれもがすこやか、元気に生きるまち （健康・福祉）	⑤ 住みたい、訪れたい、にぎわいのあるまち （都市基盤・生活環境）	⑥ みんなが主役、明日に向かって進むまち （行政運営・市民参加）
--	------------------------------------	---	--	--	---

伊豆の国市環境基本計画

※市が目指す将来像を環境面から実現することを目標とします。

望ましい環境像

『全員参加で 未来に伝える
 美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市』

第2節 基本理念

本市は、清流・狩野川が平野部を南北に流れ、その両側に豊かな田園地帯と森林が広がっており、水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちです。

私たちは、安全で快適な生活を営むため、健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に伝えていく責務を有しています。

このため、私たちは市域をとりまく『環境』から多くの恵みを楽しんでいることを自覚した上で、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者、市が連携・協力することにより、一層恵み豊かな環境を創出していくことが求められています。

近年の環境問題は、都市化の進展や第3次産業の拡大、ITなどの新たな技術の普及などにより、市民のライフスタイルの変化や事業活動の多様化に伴い、生活の利便性が高まる一方、従来の環境行政の枠組みでは対応が困難な新たな環境問題が顕在化してきています。

新たな環境問題は、市民や事業者一人ひとりの日常的な生活や事業活動など、それ自体が原因となっていたり、影響を及ぼしたりすることから、公害や自然破壊などの従来の環境問題とは異なる新たな対応が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、全ての日本国民の意識に大きな衝撃を与えました。この事故により、「安全・安心」という視点の重要性が高まり、これまででは当たり前のように考えられていた「安全・安心な生活環境の確保」が、守るべき大切なこととして、改めて注目されてきています。

このような状況を踏まえ、今回策定した「伊豆の国市環境基本計画」では、望ましい環境像を実現するための基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念1. 安全・安心の確保を前提とした取り組みの展開

今回策定した「伊豆の国市環境基本計画」では、「安全・安心」が確保されることを前提とした上で、市民の未来への不安を解消し、安心して受け入れることのできる未来に向けた取り組みを示します。

具体的には、あるべき未来の実現のために今必要な取り組みを示します。

基本理念2. 公平な役割分担の下で地域が一体となった取り組みの展開

環境保全のための施策や取り組みは、それぞれを単独で行うのではなく、施策や取り組み及びその実施主体が相互につながることで、より効果が大きくなります。

地域コミュニティが良好に機能している場合、地域における環境保全の取り組みも活発に行われていることが報告されています。このため、市域における良好な環境の形成・創出に向けては、「良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる」という好循環を市内のそれぞれの地域でつくっていくことが望まれます。

従来の環境行政の枠組みでは対応が困難な新たな環境問題の解決のためには、市民、事業者、市などの取り組みの実施主体が協力し、地域が一体となって良好な環境の保全・創出に努めることが大切です。

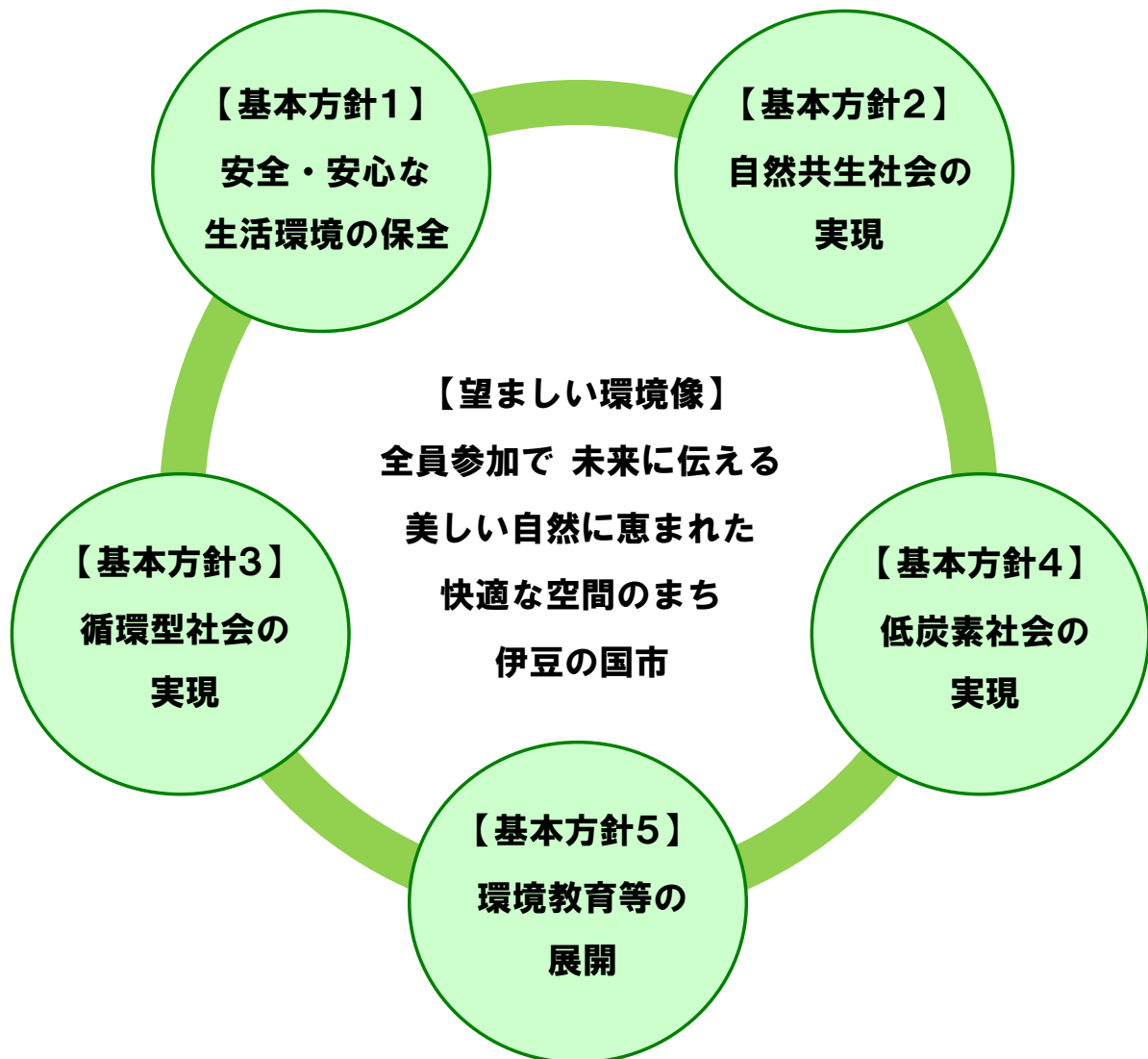
このため、今回策定した「伊豆の国市環境基本計画」では、地域が一体となった環境保全を行うことができるよう、多くの主体が参加し、連携・協働できる取り組みを示します。

第3節 基本方針

本市の恵み豊かな環境を未来に伝えるためには、水辺や緑といった貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。

併せて、清潔で快適な環境の確保と、市民の健康と生活を守るための生活基盤の整備を行い、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

このため、本計画では、①生活環境、②自然共生社会、③循環型社会、④低炭素社会、⑤環境教育等の5分野について基本方針を掲げ、望ましい環境像の実現を目指してそれぞれの施策を進めていきます。



基本方針 1. 安全・安心な生活環境の保全

安全・安心な生活環境を保全し、未来に伝えるためには、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害や環境汚染の未然防止に努めることが必要です。

本計画では、市民や事業者一人ひとりが環境の許容限度や復元力には限界があることを認識した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の健康の保護と生活環境の保全を図り、安全・安心な生活環境を未来に伝えます。

基本方針 2. 自然共生社会の実現

良好な自然環境を保全し、生物多様性が確保された「自然共生社会」を未来に伝えるためには、適切な管理と継続的な手入れが必要です。

本計画では、一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

基本方針 3. 循環型社会の実現

物質循環を適正に確保し、環境への負荷が低減された「循環型社会」を未来に伝えるためには、天然資源の消費抑制と廃棄物の減量が必要です。

本計画では、市民や事業者一人ひとりが天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを認識した上で、資源の適正な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、ごみの散乱や不法投棄の無い資源循環が確保されたまちづくりを進めます。

基本方針 4. 低炭素社会の実現

地球温暖化問題を解決し、温室効果ガスの排出が抑制された「低炭素社会」を未来に伝えるためには、省エネルギーの一層の推進と、再生可能エネルギー設備の普及が必要です。

本計画では、市民や事業者の日常生活や事業活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識した上で、エネルギーの合理的な利用に努めるなどの環境に配慮した取り組みを推進することにより、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルが確立されたまちづくりを進めます。

基本方針 5. 環境教育等の展開

環境保全の取り組みを進めるためには、関係者一人ひとりが様々な環境問題に対して理解を深め、市民、事業者、市のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力し、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加することが必要です。

本計画では、市民や事業者の環境保全に資する取り組みが促進されるよう環境教育等を展開することにより、日常の生活や事業活動、地域での活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的・積極的に行える人づくりや仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を市民、事業者、市の連携・協力の下で保全・創出し、未来へつなげていくものとします。